

事 務 連 絡

平成 2 4 年 2 月 9 日

各 { 都 道 府 県 }
 { 保 健 所 設 置 市 } 衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中
 { 特 別 区 }

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

バターバー（西洋フキ）を含む食品の取扱いについて

標記について、別添のとおり公表しましたのでお知らせします。

また、バターバーを含む製品での肝毒性に関する英国医薬品庁の情報についての詳細は、現在、情報収集中であるため、詳細情報が判明するまでの間、バターバーを含む食品の輸入実績が確認された輸入者を所管する自治体へは、これらの食品の製造・販売は行わないよう指導をお願いしたところです。

なお、消費者からの相談等に際しては、情報提供を行っていただくようよろしく申し上げます。

【照会先】

新開発食品保健対策室

担当：松本（内線 2458）

（電話代表） 03(5253)1111

（電話直通） 03(3595)2327